

# 令和6年度水道事業における水質検査業務委託特記仕様書

京都府営水道事務所

## 第1（基本事項）

### 1 目的

本委託業務は、水道用に係る原水、浄水及び工程水の採水及び水質検査を目的とする。

### 2 適用範囲

本仕様書は、京都府営水道事務所が委託する「水質検査業務委託」に関し、委託者及び受託者が遵守すべき事項を示すものである。

## 第2（一般事項）

### 1 法令等の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり関係する法令等について、これを遵守すること。

### 2 機密の保持

受託者は、業務の遂行上知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

### 3 履行期間

契約日から令和7年3月25日まで

### 4 履行場所

別紙「採水地点の概要」のとおり。

### 5 受託者は、水道法第20条第3項に規定する厚生労働大臣の登録を受けた検査機関であり、京都府を検査区域とする登録があること。

### 6 厚生労働省が実施する令和3年度、4年度及び5年度における水道水質検査の精度管理に関する調査結果において、いずれも「第1群機関」にある者

### 7 再委託の禁止

原則として、水質検査を受託した検査機関が、自ら水質検査を実施すること。  
やむを得ず、再委託による場合には、事前に委託者と協議すること。

### 8 手続き等

受託者は、業務の遂行上必要な手続き等は、受託者の負担で行うこと。

### 9 疑義について

この仕様書に定めのない事項、又はこの仕様書について疑義が生じた場合は、委託者と受託者協議の上、決定する。

## 第3（検査項目）

### 1 定期の水質検査（水道用に係る原水、浄水及び工程水の水質検査）

#### （1）検査項目及び検査頻度

別紙「委託検査項目及び頻度」のとおり。

#### （2）採水日程

委託者と受託者の協議により、日程を決めるものとするが、基本的には、次の日程で行うこととする。

##### ア 水質基準項目

令和6年5月、8月、11月及び令和7年2月の各月第2週目の火曜日

##### イ 水質管理目標設定項目（農薬類除く）

令和6年5月、8月、11月及び令和7年2月の各月第3週目の火曜日

##### ウ 農薬類

令和6年4月、5月、6月、7月及び8月の各月第3週目の火曜日

（5月、8月はイと同時採水）

#### （3）採水場所及び検体

ア 宇治浄水場（宇治市宇治下居地内） 水道用に係る原水、浄水及び工程水

イ	木津浄水場（木津川市吐師医王寺地内）	水道用に係る原水及び浄水
ウ	乙訓浄水場（京都市西京区御陵大原地内）	水道用に係る原水及び浄水
エ	久御山広域ポンプ場（久御山町野村井ノ坪 10）	水道用に係る浄水
オ	久御山町第 1 分水点（久御山町佐古外屋敷 168）	水道用に係る浄水
カ	八幡市第 2 分水点（八幡市美濃山狐谷 64-2）	水道用に係る浄水
キ	大山崎町第 1 分水点（大山崎町円明寺夏目 20-18）	水道用に係る浄水
ク	城陽市第 1 分水点（城陽市平川広田 90）	水道用に係る浄水
ケ	木津川市第 2 分水点（木津川市木津馬場南 30-2）	水道用に係る浄水
コ	精華町第 2 分水点（精華町精華台 7 丁目 4-1）	水道用に係る浄水
サ	京田辺市第 1 分水点（京田辺市宮津鳥羽田 46）	水道用に係る浄水
シ	向日市第 1 分水点（向日市物集女町出口 14-38）	水道用に係る浄水
ス	長岡京市第 1 分水点（長岡京市開田 1 丁目 5-5）	水道用に係る浄水

なお、地点の概略については、別紙「採水地点の概要」を参照のこと。

また、当該地点が工事等により、採水が困難な場合には、変更する場合がある。

(4) 試料容器の準備

ア 受託者は、別紙「委託検査項目及び頻度」の検査項目に対し、必要とする採水容器を用意すること。（別紙「採水容器及び採水時の注意点」を参照のこと。）

イ 採水容器の洗浄については、受託者の責任において十分に行うこと。

(5) 採水方法等

ア 別紙「採水容器及び採水時の注意点」に準じて行うこととする。

イ 効率的に採水を実施するため、2 班（宇治方面採水班、木津・乙訓方面採水班）体制で行うこととする。

ウ 採水時に異常が認められた場合は、直ちに委託者にその内容を報告すること。

(6) 試料の運搬

試料は、クーラーボックス等に入れ氷冷し、破損防止の措置を施して運搬を行い、万が一、容器が破損した場合には、直ちに委託者に連絡し、対応を協議すること。

(7) 試料の搬入時間

検査機関までの搬入は、最初の試料採水後、告示法において 12 時間以内に試験を開始することとされている項目の検査が実施可能な時間内までに行うこと。

(8) 検査項目等の変更

検査項目及び検査方法については、各種法令通達等の改正の他、委託者または受託者の都合により変更となった場合には、それに従い変更するものとする。なお、検査項目の変更により新たに追加されることとなる検査項目がある場合には、委託者と受託者協議の上、検査に要する単価を決定するものとする。

2 臨時の水質検査及び検査請求による水質検査

(1) 検査項目及び検査頻度

検査を行う項目及び頻度については、委託者と受託者協議の上、決定する。

(2) 採水日時及び採水場所

委託者が指示する日時、地点で採水を行う。

(3) 試料容器の準備、採水方法等、試料の運搬及び搬入時間

「1 定期の水質検査」と同様とする。

第 4（検査方法）

1 水質検査等

(1) 検査方法

検査方法は、水質基準項目については「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」（平成 15 年厚生労働省告示第 261 号〔最終改正 令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 134 号〕）を使用)、残留塩素については「水道法施行規則第 17 条第 2 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩素及び結合残留塩素の検査方法」（平成 15 年 9 月 29 日厚生労働省告示第 318 号〔最終改正 令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 133 号〕）、水質管理目標設定項目に

については、「水質管理目標設定項目の検査方法」（平成 15 年 10 月 10 日付健水発 1010001 号（最終改正 平成 30 年 3 月 28 日））、その他の項目については「上水試験方法」（最新版）により行うこと。また、各項目の測定においては、少なくとも 1 本以上の空試験用試料（操作ブランク）の測定を行うこと。なお、他の試料によるコンタミネーションを防止するため、原則として、水道水に供される水、水源の水及び飲用に供する井戸水以外の試料と前処理を含む同時分析を行わないものとする。

(2) 検量線及び試料測定

- ア GC/MS、IC 等の分析機器を用いて分析する際の検量点の数は、基本的に 4 点以上とし、得られた検量線により、定量を行うこと。
- イ 一連の試料測定の最後に標準液（定量下限値の 2 倍値程度の標準試料）を測定し、設定値との誤差率が原則として、無機物の場合は 10%以内であること、有機物の場合は 20%以内であることが確認されたものを測定結果として採用する。なお、誤差率がこの範囲に該当しない場合は、試料を再測定し、範囲内に収まるまで繰り返すこと。
- ウ 試料測定において、連続する 10 試料に対して 1 試料以上のブランク試料を挿入し、測定を行うものとし、キャリアオーバー等の影響が生じていないことを確認すること。

(3) 現場での測定、記録

- ア 気温、水温等は現場で測定を行い、そのための計器、器具は受託者が準備をする。
- イ 採水時刻、採水場所及び採水者を表示した現場写真撮影を行う。また、試料採水後の採水瓶の一括撮影を行う。
- ウ 受託者の採水者は、作業の実施に当たって身分証明書等を携帯し、委託者の請求に応じて提示しなくてはならない。

(4) 数値の取扱い

「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について」（厚生労働省水道課長通知 平成 15 年 10 月 10 日健水発第 1010001 号）に基づき、別紙「委託検査項目に係る定量下限値等」を参考として、数値を取り扱うものとする。

(5) 速報値の報告

- ア 水質検査結果が水質基準や目標値を超えた場合、又は前回調査時よりも著しく変化した（異常値を検出した）場合は、水質検査項目ごとに直ちに委託者に連絡すること。
- イ 水質検査結果については、採水日から 2 週間以内に結果概要報告を行うこと。
- ウ 臨時の水質検査結果については、委託者の指示する日までに報告すること。
- エ その他、委託者からの求めがあった場合には、その内容について報告すること。

(6) 再検査

委託者は、水質検査結果等に疑義が生じた場合は、再検査を指示することができるものとする。この場合の費用は、委託者と受託者協議の上、決定する。

(7) 器具類

水質検査に使用する器具類は、検査に影響を与えないよう十分に洗浄した上で使用すること。

(8) 報告書の作成

報告書には検査結果、検査方法、定量下限値及び基準値又は目標値を記載するとともに、検量線（相関係数も含む）、クロマトグラム等を添付すること。（「3 提出書類」を参照のこと。）

2 検査結果の信頼性確保

受託者は、次の各項目に留意して検査結果の信頼性確保に努め、委託者の要請に応じてその記録を速やかに提出すること。

(1) 検査体制の整備

水質検査結果は、検査責任者等によるチェックを行い、記録すること。

(2) 機器の整備

受託者は、分析に使用する器具、機械及び装置について、その使用に支障がないように整備し、その状況を記録すること。また、常に適正な分析値が得られるよう、機器の自主点検を徹底するとともに、必要な定期点検を遅滞なく受けること。

(3) 精度管理の実施

水質検査項目について、年に1回以上及び検査担当者の交代ごとに内部精度管理を実施し、記録すること。また、厚生労働省が主催する外部精度管理等に参加すること。

(4) 検査試料の保存及び廃棄

検査試料の保存期間は、その期間の短縮について委託者の指示又は了解があった場合を除いて、試料の採水日から1ヶ月間とし、廃棄日を記録すること。保存期間終了後の検査試料は、関係法令を遵守して受託者が廃棄するものとする。

(5) 検査結果算出過程に作成した資料の保存等

検査結果を得るための記録類は、その保存期間の短縮について委託者の指示及び了解があった場合を除き、5年間保存とする。

(6) 受託者への立入検査

上記(1)～(5)の事項及び設備状況等について確認するため、委託者は、受託者への立入検査を実施できるものとする。

3 提出書類

(1) 提出書類及び提出期限等

ア 検査結果概要報告書(1部)

検体毎に実測濃度と定量下限値を表示したもの、各採水日から概ね2週間以内に提出すること。

イ 分析結果報告書(1部)

「ア 検査結果概要報告書」の他に、試料の調製方法、定量方法、分析条件、分析日時、分析を実施した検査員、使用機器、検量線(式及び相関係数も含む)、試料及び検量線のクロマトグラム、濃度計算書、添加回収試験(実施した場合のみ)の結果資料を添付することとし、各採水日から概ね1ヶ月以内に提出すること。なお、概ね2週間以内に本報告書を提出する場合には重複する「ア 検査結果概要報告書」は省略可とする。

ウ 業務完了報告書(書面1部、電子媒体1部)

業務全般における「ア 検査結果概要報告書」及び「イ 分析結果報告書」の内容をとりまとめた報告書について、書面及び電子媒体(書面と同内容で書換えできない電子媒体に記録したもの)により、業務完了後に速やかに提出すること。

(2) 委託者が別途、(1)以外に他の書類の提出を求めた場合は、当該書類を提出すること。

(3) 受託者は、提出した書類に変更が生じたときは、直ちに変更した書類を委託者に提出すること。

4 安全管理

(1) 受託者は、本業務委託に係る事故の防止と安全確保のための必要な処置を講じること。

(2) 本業務委託施行中に事故が発生したときは、直ちに業務を中断して応急処置を講じるとともに、その拡大防止に努め、事故の原因、経過及び被害内容を委託者に報告すること。

5 その他

(1) 契約締結後、直ちに担当職員と打合せを行うこと。

(2) 検査における問題や不測の事態が生じた場合には、速やかに委託者に申し出て、協議を行うこと。

## 採水地点の概要

区分	採水地点	所在地	性状	検査項目概要	
浄水場	宇治浄水場	宇治市宇治下居	浄水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)	
			原水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)	
			工程水	ろ過水	水質基準項目(1項目〔臭素酸〕)
				オゾン処理水	水質基準項目(1項目〔臭素酸〕)
	活性炭処理水	水質基準項目(1項目〔臭素酸〕)			
		活性炭処理水	水質基準項目(1項目〔臭素酸〕)		
木津浄水場	木津川市吐師医王寺	浄水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)		
		原水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)		
乙訓浄水場	京都市西京区御陵	浄水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)		
		原水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く7項目)、農薬類(107項目)		
ポンプ場	久御山広域ポンプ場	久御山町野村井ノ坪10	浄水	水質基準項目(11項目)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
代表確認分水点	久御山町第1分水点	久世郡久御山町佐古外屋敷168	浄水	水質基準項目(7項目〔水銀、シアン、ハロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	八幡市第2分水点	八幡市美濃山狐谷64-2	浄水	水質基準項目(7項目〔水銀、シアン、ハロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	大山崎町第1分水点	乙訓郡大山崎町円明寺夏目20-18	浄水	水質基準項目(7項目〔水銀、シアン、ハロ酢酸、臭素酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
確認分水点	城陽市第1分水点	城陽市平川広田90	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	木津川市第2分水点	木津川市木津馬場南30-2	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	精華町第2分水点	相楽郡精華町精華台7丁目4-1	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	京田辺市第1分水点	京田辺市宮津鳥羽田46	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	向日市第1分水点	向日市物集女町出口14-38	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	
	長岡京市第1分水点	長岡京市開田1丁目5-5	浄水	水質基準項目(4項目〔ハロ酢酸、ホルムアルデヒド〕)、水質管理目標設定項目(農薬類除く2項目〔抱水クロラール、ジクロロアセトニトリル〕)	

【採水ルート例】 採水ルート(2班体制)については、委託者と受託者の間で、別途、協議を行い決定するが、効率よく実施するため、次のようなルートが望ましい。

〈宇治方面採水〉：①精華町第2分水点→②京田辺市第1分水点→③八幡市第2分水点→④久御山広域ポンプ場→⑤久御山町第1分水点→⑥城陽市第1分水点→⑦宇治浄水場

〈木津・乙訓方面採水〉：①木津浄水場→②木津川市第2分水点→③乙訓浄水場→④向日市第1分水点→⑤長岡京市第1分水点→⑥大山崎町第1分水点

# 検査地点図



## 検査地点

□	浄水場(入口、出口)	
●	確認分水点	9ヶ所
☆	代表確認分水点	3ヶ所
■	久御山広域ポンプ場(配水池)	1ヶ所

## 凡例

□	浄水場
△	取水口
—	導・送水管
≡	ポンプ場
○	分水点
★	府営水道事務所

\* : 残留塩素計設置分水点

\*\* : 残留塩素計及び濁度・色度計設置分水点

### 委託項目(水質基準項目のうち11項目)

番号	項目	頻度(回/年)【R6.5月、8月、11月、R7.2月】						年間 検体数 合計
		浄水場 浄水 (3箇所)	ポンプ場 送水 (1箇所)	代表確認 分水分 (3箇所)	確認 分水分 (6箇所)	浄水場 原水 (3箇所)	宇治浄水場 工程水 (3箇所)	
4	水銀及びその化合物	4	4	4		4		40
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	4	4	4		4		40
22	クロロ酢酸	4	4	4	4	4		64
24	ジクロロ酢酸	4	4	4	4	4		64
26	臭素酸	4	4	4		4	4	52
28	トリクロロ酢酸	4	4	4	4	4		64
31	ホルムアルデヒド	4	4	4	4	4		64
40	蒸発残留物	4	4			4		28
41	陰イオン界面活性剤	4	4			4		28
44	非イオン界面活性剤	4	4			4		28
45	フェノール類	4	4			4		28

### 委託項目(水質管理目標設定項目〔農薬類除く〕のうち7項目)

番号	項目	法定検 査頻度 *1	頻度(回/年)【R6.5月、8月、11月、R7.2月】					年間 検体数 合計
			浄水場 浄水 (3箇所)	ポンプ場 送水 (1箇所)	代表確認 分水分 (3箇所)	確認 分水分 (6箇所)	浄水場 原水 (3箇所)	
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	1回/3月	4				4	24
13	ジクロロアセトニトリル	1回/3月	4	4	4	4	4	64
14	抱水クロラール	1回/3月	4	4	4	4	4	64
19	遊離炭酸	1回/3月	4				4	24
23	臭気強度(TON)	1回/3月	4				4	24
28	従属栄養細菌	1回/3月	4				4	24
31	ペルフルオロオクタンスルホン 酸(PFOS)及びペルフルオロオ クタン酸(PFOA)		4				4	24

委託項目(農薬類115項目のうち107項目)

番号	項目	頻度(回/年) 【R6.4月、5月、6月、7月、8月】		年間 検体数 合計
		浄水 (3箇所)	原水 (3箇所)	
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	5	5	30
2	2, 2-DPA(ダラポン)	5	5	30
3	2, 4-D(2, 4-PA)	5	5	30
4	EPN	5	5	30
5	MCPA	5	5	30
6	アシュラム	5	5	30
7	アセフェート	5	5	30
8	アトラジン	5	5	30
9	アニロホス	5	5	30
10	アミトラズ	5	5	30
11	アラクロール	5	5	30
12	イソキサチオン	5	5	30
13	イソフェンホス	5	5	30
14	イソプロカルブ(MIPC)	5	5	30
15	イソプロチオラン(IPT)	5	5	30
17	イプロベンホス(IBP)	5	5	30
19	インダノファン	5	5	30
20	エスプロカルブ	5	5	30
21	エトフェンプロックス	5	5	30
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	5	5	30
23	オキサジクロメホン	5	5	30
24	オキシシン銅(有機銅)	5	5	30
26	カズサホス	5	5	30
27	カフェンストロール	5	5	30
28	カルタップ	5	5	30
29	カルババリル(NAC)	5	5	30
30	カルボフラン	5	5	30
31	キノクラミン(ACN)	5	5	30
32	キャプタン	5	5	30
33	クミルロン	5	5	30
34	グリホサート	5	5	30
36	クロメプロップ	5	5	30
37	クロルニトロフェン(CNP)	5	5	30
38	クロルピリホス	5	5	30
39	クロロタロニル(TPN)	5	5	30
40	シアナジン	5	5	30
41	シアノホス(CYAP)	5	5	30
42	ジウロン(DCMU)	5	5	30
43	ジクロベニル(DBN)	5	5	30
44	ジクロルボス(DDVP)	5	5	30
45	ジクワット	5	5	30
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	5	5	30
48	ジチオピル	5	5	30
49	シハロホップブチル	5	5	30
50	シマジン(CAT)	5	5	30
51	ジメタメトリン	5	5	30
52	ジメトエート	5	5	30
53	シメトリン	5	5	30
54	ダイアジノン	5	5	30
55	ダイムロン	5	5	30
56	ダゾメット、メタム(カーバム)及びメチルイソチオシアネート	5	5	30
57	チアジニル	5	5	30
58	チウラム	5	5	30
59	チオジカルブ	5	5	30

委託項目(農薬類115項目のうち107項目)

番号	項目	頻度(回/年) 【R6.4月、5月、6月、7月、8月】		年間 検体数 合計
		浄水 (3箇所)	原水 (3箇所)	
60	チオファネートメチル	5	5	30
61	チオベンカルブ	5	5	30
62	テフリルトリオン	5	5	30
63	テルブカルブ(MBPMC)	5	5	30
64	トリクロピル	5	5	30
65	トリクロルホン(DEP)	5	5	30
66	トリシクラゾール	5	5	30
67	トリフルラリン	5	5	30
68	ナプロパミド	5	5	30
70	ピペロホス	5	5	30
71	ピラクロニル	5	5	30
72	ピラゾキシフェン	5	5	30
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	5	5	30
74	ピリダフェンチオン	5	5	30
75	ピリプチカルブ	5	5	30
76	ピロキロン	5	5	30
77	フィプロニル	5	5	30
78	フェニトロチオン(MEP)	5	5	30
79	フェノブカルブ(BPMC)	5	5	30
80	フェリムゾン	5	5	30
81	フェンチオン(MPP)	5	5	30
82	フェントエート(PAP)	5	5	30
83	フェントラザミド	5	5	30
84	フサライド	5	5	30
85	ブタクロール	5	5	30
86	ブタミホス	5	5	30
87	ブプロフェジン	5	5	30
88	フルアジナム	5	5	30
89	ブレチラクロール	5	5	30
90	プロシミドン	5	5	30
92	プロピコナゾール	5	5	30
93	プロピザミド	5	5	30
94	プロベナゾール	5	5	30
95	プロモブチド	5	5	30
96	ベノミル	5	5	30
97	ベンシクロン	5	5	30
98	ベンゾビシクロン	5	5	30
99	ベンゾフェナップ	5	5	30
100	ベンタゾン	5	5	30
101	ペンディメタリン	5	5	30
102	ペンフラカルブ	5	5	30
103	ペンフルラリン(ベスロジン)	5	5	30
104	ペンフレセート	5	5	30
105	ホスチアゼート	5	5	30
106	マラチオン(マラソン)	5	5	30
107	メコプロップ(MCPP)	5	5	30
108	メソミル	5	5	30
109	メタラキシル	5	5	30
111	メミノストロピン	5	5	30
112	メトリブジン	5	5	30
113	メフェナセツト	5	5	30
114	メプロニル	5	5	30
115	モリネート	5	5	30

## 採水容器及び採水時の注意点〔参考〕

測定項目	容器	採水時の注意事項
従属栄養細菌	200mL滅菌採水瓶 (ビニール個別包装)	原則、個包装された使い捨ての滅菌瓶が望ましい。 容器のネジの下端あたりまで検水を入れる。 (容器の中には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。) 容器の内部やふたの裏側をさわらないこと。
シアン ハロ酢酸類 P&T-GCMS農薬	100mLネジ口ガラス瓶	泡立てないようにして、検水で満水にする。 ネジの部分の中央付近まで入れた後、ふたを使って少しずつ満たしていき、表面張力を利用してネジの上まで盛り上げてからふたを閉めると気泡が残らない。 (万一、気泡が残っていても、再度採水し直さない。) (残留塩素が検出される検水用には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。)
フタル酸エステル	250mL共栓付きガラス瓶(褐色)	口の中央あたりまで入れた後、ふたを静かに落として閉める。
ホルムアルデヒド 抱水クロラール ジクロロアセトリル LCMS農薬	250mL共栓付きガラス瓶(褐色)	検水で満水にする。(容器の内部に気泡を残さない。) 口の中央あたりまで入れた後、ふたを静かに落として閉める。 (残留塩素が検出される検水用には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。)
PFOS・PFOA	500mLネジ口ガラス瓶(透明)	検水で満水にする。(容器の内部に気泡を残さない。) 口の中央あたりまで入れた後、ふたを静かに落として閉める。 (残留塩素が検出される検水用には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。)
フェノール類	1Lネジ口ガラス瓶(透明)	検水で満水にする。(容器の内部に気泡を残さない。) (残留塩素が検出される検水用には、塩素除去剤が入れているので、溢れさせないこと。)
非イオン界面活性剤 陰イオン界面活性剤 GCMS農薬 臭気強度	1L共栓付きガラス瓶(褐色) 臭気強度浄水系のみ透明	口の中央あたりまで入れた後、ふたを静かに落として閉める。 (残留塩素が検出される検水(陰イオン界面活性剤を除く)用には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。)
HPLC農薬	500mLテフロン瓶	検水で満水にする。(容器の内部に気泡を残さない。) (残留塩素が検出される検水用には、あらかじめ塩素除去剤を入れておき、溢れさせないように留意すること。)
上記以外の項目	500mL及び1Lポリ瓶	あらかじめ少しの検水で共洗いした後、検水で満水にする。 (容器の内部に気泡を残さない。)

委託項目(水質基準項目のうち11項目)

番号	項目	基準値	定量下限値	報告桁数 (全桁数)	最小入力桁数 (小数点以下桁数)
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	0.00005	3	6
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	0.001	3	3
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	0.002	3	3
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.001	3	3
26	臭素酸	0.01mg/L以下	0.001	3	3
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.001	3	3
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	0.001	3	3
40	蒸発残留物	500mg/L以下	1	4	整数止め
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	0.0005	3	4
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	0.003	3	3
45	フェノール類	0.005mg/L以下	0.0001	3	5

委託項目(水質管理目標設定項目〔農薬類除く〕のうち7項目)

番号	項目	目標値	定量下限値	報告桁数 (全桁数)	最小入力桁数 (小数点以下桁数)
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下	0.003	3	3
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下	0.001	3	3
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下	0.001	3	3
19	遊離炭酸	20mg/L以下	0.01	3	2
23	臭気強度(TON)	3以下	1	3	整数止め
28	従属栄養細菌	1mL中2000集落数以下	1集落数	3	整数止め
31	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	0.00005mg/L以下	0.000001	3	6

委託項目(農薬類115項目のうち107項目)

番号	項目	目標値	定量下限値
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	0.05	0.00003
2	2, 2-DPA(ダラポン)	0.08	0.0002
3	2, 4-D(2, 4-PA)	0.02	0.000005
4	EPN	0.004	0.000003
5	MCPA	0.005	0.000004
6	アシュラム	0.9	0.00001
7	アセフェート	0.006	0.00001
8	アトラジン	0.01	0.000003
9	アニロホス	0.003	0.000004
10	アミトラズ	0.006	0.000002
11	アラクロール	0.03	0.000002
12	イソキサチオン	0.005	0.00002
13	イソフェンホス	0.001	0.000005
14	イソプロカルブ(MIPC)	0.01	0.000002
15	イソプロチオラン(IPT)	0.3	0.000006
17	イプロベンホス(IBP)	0.09	0.000004
19	インダノファン	0.009	0.000006
20	エスプロカルブ	0.03	0.000003
21	エトフェンプロックス	0.08	0.000004
22	エンドスルファン(ベンゾエピン)	0.01	0.000007
23	オキサジクロメホン	0.02	0.000005
24	オキシ銅(有機銅)	0.03	0.00003
26	カズサホス	0.0006	0.000003
27	カフェンストール	0.008	0.000004
28	カルタップ	0.08	0.0005
29	カルバリル(NAC)	0.02	0.000004
30	カルボフラン	0.0003	0.0000025
31	キノクラミン(ACN)	0.005	0.000001
32	キャブタン	0.3	0.000004
33	クミルロン	0.03	0.000004
34	グリホサート	2	0.01
36	クロメブロップ	0.02	0.000003
37	クロルニトロフェン(CNP)	0.0001	0.000009
38	クロルピリホス	0.003	0.000006
39	クロロタロニル(TPN)	0.05	0.000003
40	シアナジン	0.001	0.000004
41	シアノホス(CYAP)	0.003	0.000002
42	ジウロン(DCMU)	0.02	0.000008
43	ジクロベニル(DBN)	0.03	0.000001
44	ジクロルボス(DDVP)	0.008	0.000002
45	ジクワット	0.01	0.00002
46	ジスルホトン(エチルチオメトン)	0.004	0.000007
48	ジチオピル	0.009	0.000002
49	シハロホップチル	0.006	0.000004
50	シマジン(CAT)	0.003	0.000004
51	ジメタメリン	0.02	0.000003
52	ジメトエート	0.05	0.000004
53	シメリン	0.03	0.000003
54	ダイアジノン	0.003	0.000006
55	ダイムロン	0.8	0.000005
56	ダゾメト、メム(カーバム)及びメチルイソシアネート	0.01	0.00005
57	チアジニル	0.1	0.000006
58	チウラム	0.02	0.00003
59	チオジカルブ	0.08	0.000003

番号	項目	目標値	定量下限値
60	チオファネートメチル	0.3	0.0002
61	チオベンカルブ	0.02	0.000002
62	テフリルトリオン	0.002	0.00002
63	テルブカルブ(MBPMC)	0.02	0.000003
64	トリクロピル	0.006	0.000007
65	トリクロルホン(DEP)	0.005	0.000008
66	トリシクラゾール	0.1	0.000007
67	トリフルラリン	0.06	0.000003
68	ナプロパミド	0.03	0.000003
70	ピペロホス	0.0009	0.000001
71	ピラクロニル	0.01	0.00002
72	ピラゾキシフェン	0.004	0.00003
73	ピラゾリネート(ピラゾレート)	0.02	0.000008
74	ピリダフェンチオン	0.002	0.000004
75	ピリブチカルブ	0.02	0.000003
76	ピロキロン	0.05	0.000001
77	フィプロニル	0.0005	0.000002
78	フェニトロチオン(MEP)	0.01	0.000006
79	フェノブカルブ(BPMC)	0.03	0.000002
80	フェリムゾン	0.05	0.00004
81	フェンチオン(MPP)	0.006	0.000007
82	フェントエート(PAP)	0.007	0.000003
83	フェントラザミド	0.01	0.00003
84	フサライド	0.1	0.000002
85	ブタクロール	0.03	0.000004
86	ブタミホス	0.02	0.000002
87	ブプロフェジン	0.02	0.000006
88	フルアジナム	0.03	0.000004
89	プレチラクロール	0.05	0.000007
90	プロシミドン	0.09	0.000005
92	プロピコナゾール	0.05	0.000005
93	プロピザミド	0.05	0.000003
94	プロベナゾール	0.03	0.00004
95	プロモブチド	0.1	0.000008
96	ベノミル	0.02	0.00002
97	ペンシクロン	0.1	0.000003
98	ベンゾビシクロン	0.09	0.00003
99	ベンゾフェナップ	0.005	0.000003
100	ペンタゾン	0.2	0.000008
101	ペンディメタリン	0.3	0.000006
102	ペンフラカルブ	0.02	0.0001
103	ペンフルラリン(ペスロジン)	0.01	0.000003
104	ペンフレセート	0.07	0.000003
105	ホスチアゼート	0.005	0.00003
106	マラチオン(マラソン)	0.7	0.000003
107	メコブロップ(MCPP)	0.05	0.000005
108	メソミル	0.03	0.000004
109	メタラキシル	0.2	0.000003
111	メミノストロビン	0.04	0.000003
112	メトリブジン	0.03	0.000003
113	メフェナセット	0.02	0.000003
114	メプロニル	0.1	0.000005
115	モリネート	0.005	0.000001

農薬類全体としては、各農薬項目の検出値と目標値の比を求め、全項目の和が1以下であること